

\* 延長保育時間は施設により異なります。詳細は、5ページをご覧ください。

**教育・保育時間は どうなるの？**

3つの区分の認定に応じて、教育・保育時間が決まります。保護者の実情に合わせた教育・保育時間を利用でき、利便性が向上します。

また、保育の子どもたちも教育を受ける共通の時間を設けます。

**保育料の呼び名は「子ども園料」に変わります**

新制度の利用にかかる「子ども園料」は、保護者の所得に応じて新たな基準を定めます。

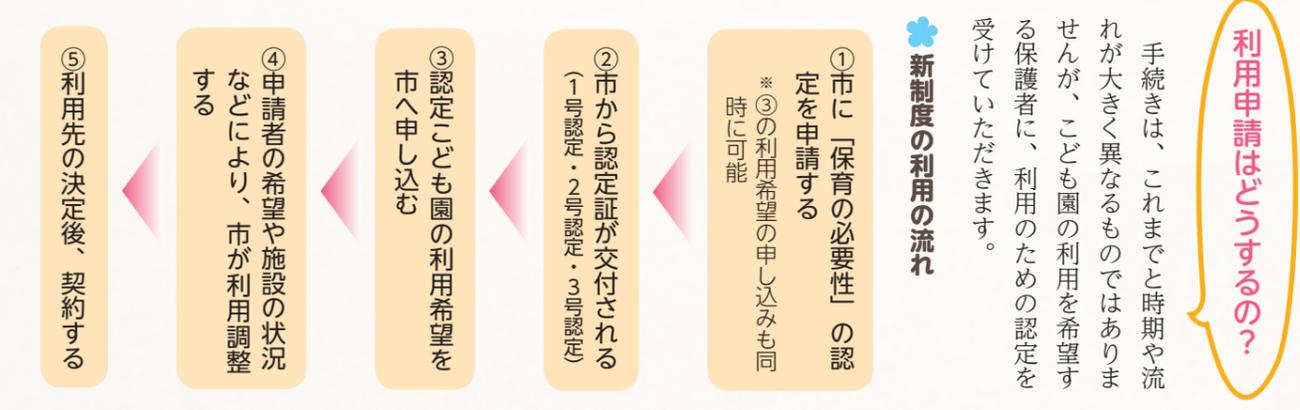
**契約・支払いについて**

- 私立を利用する場合  
利用者は施設と契約し、保育料を市へ支払う。  
(市が施設に代わり代行徴収)
- 公立を利用する場合  
利用者は市と契約し、保育料を市へ支払う。

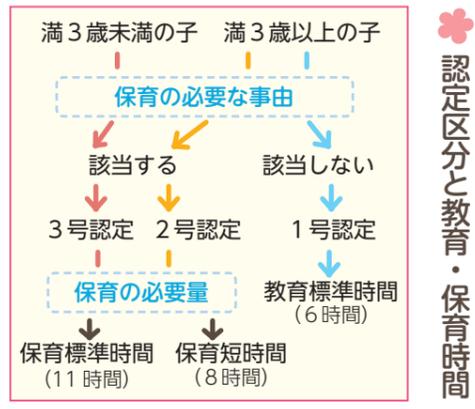
**保護者に聞く～認定子ども園への思い～**

子どもたちが認定子ども園で、いろんな年齢の子たちとの交流など、家ではできないさまざまな経験をしていくことに期待しています。

金津保育所を利用する  
宮腰 識文さん・ひかりちゃん・夏月ちゃん (春日区)



- 認定区分と教育・保育時間**
1. 保育の必要な事由  
就労や妊娠、出産、保護者の疾病、障害、同居または長期入院などをしていて親族の介護・看護、虐待やDVのおそれ、そのほかあわら市が認める場合など
  2. 保育の必要量  
就労が理由の場合、次のいずれかに区分されます。  
① 保育標準時間利用  
フルタイム就労(120時間以上/月)を想定した利用時間(最長11時間)  
② 保育短時間利用  
パートタイム就労(48時間以上/月)を想定した利用時間(最長8時間)
  3. 「優先利用」への該当の有無  
子どもの最善の利益を考えて、ひとり親家庭や生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。



あわら市のすべての子どもたちが  
笑顔で成長していくために・・・  
すべての家庭が安心して子育てでき  
育てる喜びを感じられるために・・・

# 子育て支援の新制度が始まります

平成27年4月スタート!

**すべての子育て家庭を支援**

平成24年8月、日本の子どもや子育てをめぐるさまざまな問題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。あわら市では、この法律と関連する法令に基づき、幼児期の学校教育や保育の方針をはじめ、地域の子育て支援の量や質の拡充・向上に向けた取り組みなどの指針となる「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年4月から本格スタートさせます。

**こんな取り組みを進めます!**

- 幼稚園と保育所の良いところを一つにした「認定子ども園」で教育・保育を行います。
- 在宅で子育てをしている人たちに、親子で交流できる機会を増やすなど、多様な支援をします。
- 学齢期の留守家庭児童への対応について、充実を図ります。

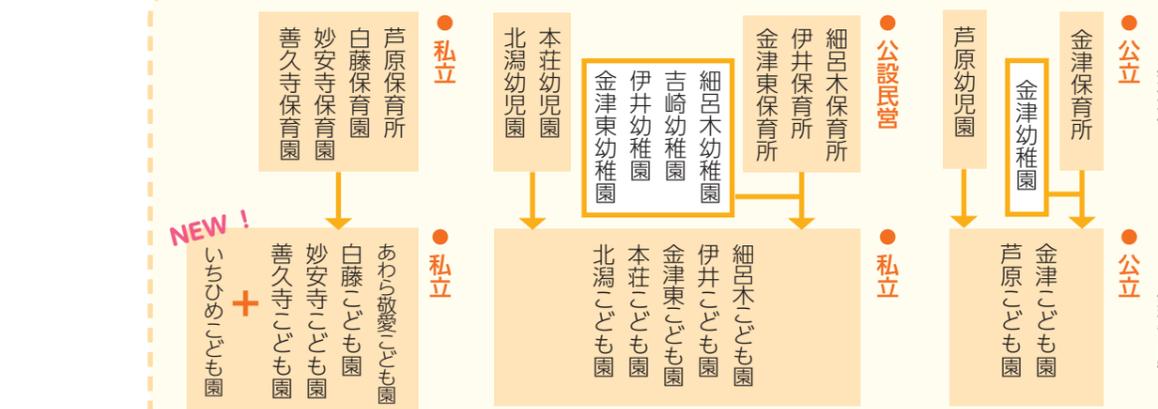
**認定子ども園って何？**

認定子ども園とは、幼稚園と保育所の機能を合わせたものです。これまでの保育所とは違い、保護者の就労の有無に関わらず利用でき、就労状況が変化しても、通い慣れた園を継続して利用できます。

また、認定子ども園には子育て支援の場が用意されており、在宅で子育てをしている家庭も、子育て相談などを利用することができます。

**認定子ども園のポイント**

- ①すべての子どもが利用できる
- ②年齢の違う子どもたちが教育・保育を一緒に受ける
- ③地域の子育て家庭を支援する



認定子ども園  
移行イメージ

幼稚園と保育所が  
一緒になります!